

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和2年10月 1日

長崎県知事 中村 法道 様

申請者 〒850-0000

住所 長崎県〇〇市〇〇町1234番地

氏名 株式会社長崎県運輸
代表取締役 長崎 太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 (TEL) 095-895-▲▲▲▲▲
(FAX) 095-824-▲▲▲▲▲
(申請担当: 長崎 次郎)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

コメントの追加 [A1]:
○住所は法人登記事項全部証明書(個人の場合は住民票)に記載のとおり丁目・番地・号を省略せず正しく記載すること。

コメントの追加 [A2]:
○申請内容に関し問合せ等する場
合があるので問合せ先(担当者)が
分かるように記載すること

事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
廃酸(pH2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物のうちカドミウムを含むことのみにより有害なものに限る。)
感染性産業廃棄物
以上3種類(積替え・保管行為を行わない。)

コメントの追加 [A3]:
○取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記入すること
○積替保管の有無についても必ず記入すること

事務所及び事業場の所在地

事務所 長崎県〇〇市〇〇町1234番地(住居表示)
(地番: 1234番、1235番、1236番)
電話番号 095-895-▲▲▲▲▲
事業場 長崎県〇〇市〇〇町1234番地(住居表示)
(地番: 1234番、1235番、1236番)
電話番号 095-895-▲▲▲▲▲

コメントの追加 [A4]:
○事務所が複数ある場合はすべて記入すること
○住居表示と登記上の地番を併記すること
○欄が不足する場合は別紙にまとめて可

事業の用に供する施設の種類及び数量

ダンプ 〇台
バン 〇台
保冷車 〇台 以上〇〇台

コメントの追加 [A5]:
○事業場(駐車場を含む)が複数ある場合はすべて記入すること
○住居表示と登記上の地番を併記すること
○欄が不足する場合は別紙にまとめて可

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管行為は行わない。
長崎市・佐世保市における特別管理産業廃棄物の積替え保管 有 ・ 無
(有りの場合は当該許可証の写しを添付すること。)

コメントの追加 [A6]:
○車検証に記載された「車体の形状」毎に台数を記入すること

コメントの追加 [A7]:
○積替保管を行う場合は保管場所ごとに記入すること
○長崎県内の政令市(長崎市及び佐世保市)における特別管理産業廃棄物の積替保管の有無を記入すること
○長崎市・佐世保市における特別管理産業廃棄物の積替保管がある場合は当該許可証の写しを添付すること

※事務処理欄

(第2面)

都道府県・市名		許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	
長崎市		079XXXXXXX	
佐世保市		申請中(令和2年9月〇日受付)	
既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には申請年月日)			
申請者(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住所	
株式会社長崎県運輸		長崎県〇〇市〇〇町1234番地	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住所	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称	住所	
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称	住所	
ながさき たらう 長崎 太郎	S40. 1. 1 代表取締役	長崎県〇〇市〇〇町1番地	長崎県〇〇市〇〇町1番地
ながさき はなこ 長崎 花子	S19. 1. 5 取締役	長崎県〇〇市〇〇町1番地	長崎県〇〇市〇〇町1番地
ながさき じろう 長崎 次郎	S63. 1. 3 取締役	長崎県〇〇市〇〇町2番地	長崎県〇〇市〇〇町1番地
ながさき さぶろう 長崎 三郎	H5. 1. 4 取締役	長崎県〇〇市〇〇町1番地	長崎県〇〇市〇〇町3番地
ながさき はなよ 長崎 花代	S39. 1. 2 監査役	長崎県〇〇市〇〇町1番地	長崎県〇〇市〇〇町1番地

コメントの追加 [A8]:

○産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業について全て記載すること
○欄が不足する場合は別紙にまとめて可

コメントの追加 [A9]:

○法人登記事項全部証明書(個人の場合は住民票)に記載のとおり丁目・番地・号を省略せず都道府県から正しく記載すること

コメントの追加 [A10]:

○欄が不足する場合は別紙にまとめて可

コメントの追加 [A11]:

○住民票上の本籍地を住民票に記載のとおり丁目・番地・号・建物名を省略せず都道府県から正しく記載すること。

コメントの追加 [A12]:

○住民票上の住所を住民票に記載のとおり丁目・番地・号・建物名を省略せず都道府県から正しく記載すること

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

コメントの追加 [A13]:
○欄が不足する場合は別紙にまとめて可

コメントの追加 [A14]:
○住民票上の本籍地を住民票に記載のとおり丁目・番地・号・建物名を省略せず都道府県から正しく記載すること。

コメントの追加 [A15]:
○住民票上の住所を住民票に記載のとおり丁目・番地・号・建物名を省略せず都道府県から正しく記載すること

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	10,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本 住	籍 所
ながさき たろう 長崎 太郎	S40.1.1	500株 50.0%	長崎県〇〇市〇〇町1番地	長崎県〇〇市〇〇町1番地
ながさき はなこ 長崎 花子	S19.1.5	300株 30.0%	長崎県〇〇市〇〇町1番地	長崎県〇〇市〇〇町1番地
ながさき じろう 長崎 次郎	S63.1.3	50株 5.0%	長崎県〇〇市〇〇町2番地	長崎県〇〇市〇〇町1番地
ながさき さぶろう 長崎 三郎	H5.1.4	50株 5.0%	長崎県〇〇市〇〇町1番地	長崎県〇〇市〇〇町3番地
ながさき はなよ 長崎 花代	S39.1.2	100株 10.0%	長崎県〇〇市〇〇町1番地	長崎県〇〇市〇〇町1番地

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
でしまた あらた 出島 新	S45.2.1	長崎県〇〇市〇〇二丁目14番	
	〇〇部長	同上	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 長崎県知事が定める部数を提出すること。
※正本1部（本課用）、副本2部（保健所控え1部、申請者控え1部）
（県外、長崎市及び佐世保市内に事業場を有する方が直接資源循環推進課へ申請する場合は、保健所控えは不要です。）

※手数料欄

(第1面)

事業計画の概要

1. **事業の全体計画** (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

長崎県内の排出事業者から排出される下記の特別管理産業廃棄物を収集し、
排出事業者が指示する処分場へ運搬する。

コメントの追加 [A16]:
○長崎県の許可が必要であることがわかるように記載すること

2. 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等

	特別管理 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行 う場合には積替え又 は保管を行う場所の 所在地	予定運搬先の名 称及び所在地 (処分場の名称 及び所在地)
1	廃油	1 m ³ /月	液状	長崎県 諫早市〇〇町1 2 〇〇工業	なし	排出事業者 が指示する 処分場
2	廃酸	1 m ³ /月	液状	長崎県 諫早市〇〇町3 4 〇〇製造工場	なし	同上
3	感染性産業 廃棄物	1 t/月	固形状	長崎県 大村市〇〇町5 6 〇〇病院	なし	同上
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

コメントの追加 [A17]:
○運搬量全体の合計は、添付書類
第2面 運搬車両一覧の「最大積
載量」を考慮の上、現実的な運搬
量を記載すること。
(例：登録車両1台(最大積載量
350kg)、1月当たりの営業日数が
25日の場合において、運搬量合計
が100t/月となった場合、1日に約
11回収集運搬することとなり、現
実的ではない。
※100,000kg/350kg/25日=11.4回
/日)

コメントの追加 [A18]:
○具体的な処分業者名を記載する
場合は、長崎県が許可した処分業
者を除き、当該業者の処分業の許
可証(コピー)を添付すること

備考 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	ダンプ	長崎 11ゆ1111	4,000kg	(株)長崎県運輸	
2	バン	長崎100た 530	2,000kg	同上	
3	保冷車	長崎127さ1328	2,000kg	同上	
4					
5	船舶	123456	6,000,000	—	第七〇〇丸
6					
7					
8					
9					
10					

コメントの追加 [A19]:
○欄が不足する場合は別紙にまとめても可
○記載した車両すべての車検証の写しを添付すること（申請者による原本証明は不要）

コメントの追加 [A21]:
○車検証上の所有者又は使用者と申請者が同じ場合は、申請者名を記載すること
○車検証上の所有者又は使用者と申請者が異なる場合は、車検証に記載された所有者名を記載し、備考欄に「借用」と記載すること

コメントの追加 [A20]:
○車体の形状が「トラクタ」等の牽引車両である場合、車検証の最大積載量の欄には「第五輪荷重」、「けん引重量」が記載されているので注意すること（最大積載量は「0kg」となる）

コメントの追加 [A22]:
○船舶については車両の欄を流用して記載すること
○所有者及び使用者の欄は記載しないこと
○船舶検査証、船舶国籍証、備船契約書等の写しを添付すること
○備考欄に船舶の名称を記載すること

コメントの追加 [A23]:
○欄が不足する場合は別紙にまとめても可（駐車場についても同様）

コメントの追加 [A24]:
○「脱着装置付コンテナ専用車」に搭載するコンテナは運搬容器として取扱うので当該車両がある場合は必ず記載すること
○運搬車両の荷台にシート掛けする場合は必ず記載すること
○用途は「飛散防止のため」等と記載せず、特別管理産業廃棄物の種類を記載すること

コメントの追加 [A25]:
○「〇〇等」と省略せず使用する特別管理産業廃棄物の種類を全て記載すること
○事業の範囲に記載した全ての特別管理産業廃棄物に使用する場合は、「取扱う全ての特別管理産業廃棄物」と記入しても構わない

事務所の所在地	長崎県〇〇市〇〇町1234番地（住居表示） （地番：1234番、1235番、1236番）
駐車場の所在地	長崎県〇〇市〇〇町1234番地（住居表示） （地番：1234番、1235番、1236番）

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
ケミカルドラム缶	廃油、廃酸	200L	
プラスチック製 密閉容器	感染性産業廃棄物	20L	

(第3面)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

該当なし

②保管する特別管理産業廃棄物の種類及び保管数量

該当なし

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

ダンプ 長崎 11ゆ11111・・・廃油、廃酸

バン 長崎100た 530・・・廃油、廃酸

保冷車 長崎127さ1328・・・感染性産業廃棄物

(2) 収集運搬業務を行う時間

月曜～土曜 9:00～17:00 (7時間)

※ただし、排出事業者の都合により上記以外の時間に収集運搬することもある。

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始 (12月30日～1月3日)

コメントの追加 [A26]:

○特定の特別管理産業廃棄物しか収集運搬しない車両がある場合は明記すること
○「全ての車両で取扱う全ての特別管理産業廃棄物を収集運搬する」など、個別の車両について説明する必要がない場合はその旨を記載してもかまわない

コメントの追加 [A27]:

○営業日（曜日）を記載すること

コメントの追加 [A28]:

○一般的な暦とは別に「会社が定める休日」等がある場合は資料を添付すること

従業員数の内訳

令和2年10月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5	1	0	5	4	2	0	17
人	人	人	人	人	人	人	人

(日本産業規格 A列4番)

コメントの追加 [A29]:

○申請者が法人である場合は、履歴事項全部証明書に記載されている役員（監査役を含む）の人数を記入すること
○兼務の場合は人数をカッコ書きで記入すること

(第5面)

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・第2面に記載した容器を用いて飛散・流出を防止する。
- ・感染性産業廃棄物は、上記のほか、専用の保冷車で運搬する。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

積替え保管は行わない。

(3) その他

コメントの追加 [A30]:

- 取扱うすべての特別管理産業廃棄物に関して記載すること
- ドラム缶やポリタンクなど転倒の恐れがある運搬容器を使用する場合は、転倒防止のための措置を記載すること。

(第6面)

運搬車両の写真

自動車登録番号
又は車両番号

長崎 11ゆ11111

コメントの追加 [A31]:
○船舶を使用する場合は本様式を流用し船舶の写真を提出すること

前
面
写
真

- ・車両の前面（真正面）を撮影すること。
- ・ナンバープレートが確認できること。

側
面
写
真

- ・車体の側面（真横）を撮影すること。
 - ・名称等の車体の表示が確認できること。
- ※既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。
- ※車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。

コメントの追加 [A32]:
○車体の側面の写真は、側面全体が確認できるよう撮影すること
(車体の一部が切れることが無いよう注意すること)

撮影

令和2年 9月28日

(日本産業規格 A列4番)

(第7面)

運搬容器等の写真

コメントの追加 [A33]:

- シートは提出不要とする
- 脱着式コンテナは車両写真で確認できる（車両搭載時の写真を提出している）場合に限り提出不要とする
- ドラム缶の写真は、蓋付である場合は蓋の有無が分かるように撮影すること

運搬容器等の名称	ケミカルドラム缶	用途	第2面に記載のとおり
・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 令和2年 9月 29日

運搬容器等の名称	プラスチック製密閉容器	用途	第2面に記載のとおり
・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 令和2年 9月 29日

(日本産業規格 A列4番)

(第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	20,000	
土地	5,000	
事務所	5,000	
収集運搬車両	2,000	
積替保管施設	1,000	
運搬具	5,000	
その他	2,000	
調 達 方 法	自己資金	12,000
	借入金	7,000
	(借入先名)	〇〇銀行長崎支店、△△信用金庫諫早支店
	その他	1,000
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

コメントの追加 [A34]:

○新たな資金調達の必要がない場合は、その理由を記入すること

(例1)

既に事業を行っており、新たな資金の調達は必要ありません

※ここでいう事業とは、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業を指すので、長崎県以外の許可を有している場合を除き新規申請での新たな資金を必要としない理由にはならないので注意すること

(例2)

現在、建設業を行っており、その事務所、車両を使用するため新たな資金の調達は必要ありません。

(第9面)

資産に関する調書(個人用)

令和2年10月 1日現在

コメントの追加 [A35]:
○預貯金等残高証明書の証明年月
日と同日の日付を記載すること

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	現金、当座預金		2,500
有価証券			0
未収入金			0
売掛金			0
受取手形			0
土地	事業場用地	1	5,000
建物	事務所、倉庫	各1	5,000
備品			500
車両	運搬車両	3台	5,000
その他	構築物等		2,000
資 産 計			20,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	〇〇銀行長崎支店借入		5,000
短期借入金	△△信用金庫諫早支店借入		2,000
未払金	車両等購入費残金		2,000
預り金			
前受金			
買掛金	備品等購入費		1,000
支払手形			
その他			
負 債 計			10,000

(日本産業規格 A列4番)

(第10面)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和2年10月1日

長崎県知事 中村 法道 様

申請者
住所 長崎県〇〇市〇〇町1234番地
株式会社長崎県運輸
氏名 代表取締役 長崎 太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

様式〔欠格要件に該当しないことを宣誓する誓約書〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号に規定する欠格要件

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

法第7条第5項第4号

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの(注1)

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注2)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注3)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注3)であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注1)心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものとは、次のとおり

精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(注2)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(令第4条の6)とは、次のとおり

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(注3)政令で定める使用人(令第4条の7)とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

事務所平面図

事務所所在地	長崎県〇〇市〇〇町1234番地 (住居表示) (地番: 1234番、1235番、1236番)					
<p>出入口</p> <table border="1"><tr><td rowspan="2">事務室</td><td>応接室</td></tr><tr><td>社長室</td></tr><tr><td colspan="2">休憩室</td></tr></table>		事務室	応接室	社長室	休憩室	
事務室	応接室					
	社長室					
休憩室						
1. 事務所の見取図を記載すること。 2. 事務所（建物）内の間取りが分かるよう記載すること。						

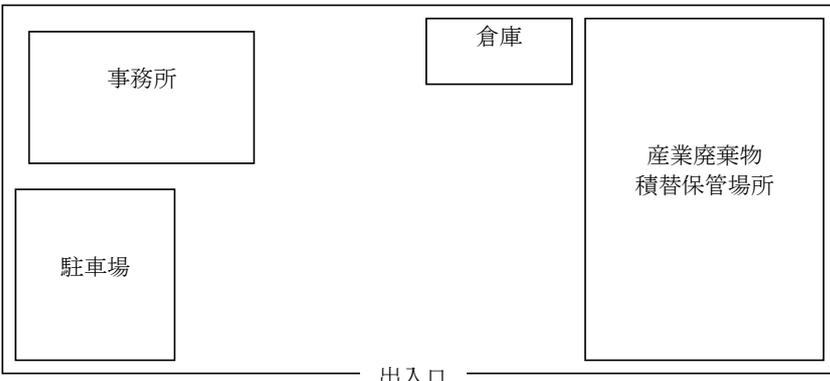
コメントの追加 [A36]:
○事務所が複数ある場合は、所在地毎に作成すること

コメントの追加 [A37]:
○住居表示と登記上の地番を併記すること

事務所付近図

1. 事務所の付近図を記載すること。（住宅地図等の写し等でも可）
2. 事務所、事業場、積替保管場所が近隣に存在する等、まとめて記載できる場合は、いずれかの付近図台紙に記載して、他を省略すること。

事業場平面図

事業場所在地	長崎県〇〇市〇〇町1234番地 (住居表示) (地番: 1234番、1235番、1236番)			
土地所有者	住所	長崎県〇〇市〇〇町1番地	氏名	長崎 太郎
建物所有者	住所	長崎県〇〇市〇〇町1234番地	氏名	株式会社長崎県運輸
				
<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業場内の建物や駐車場の配置がわかる見取図を記載すること。 2. 土地、建物の所有権を有することを証明する書類（登記簿謄本等）を添付すること。 3. 所有権がない場合には登記簿謄本等及び使用する権原を有することを証明する書類（賃貸借契約書の写し又は使用承諾書）を添付すること。 4. 事業場、積替保管場所が同一地である等、まとめて記載できる場合は、いずれかの平面図台紙に記載して、他を省略すること。 				

コメントの追加 [A38]:
○事業場が複数ある場合は、所在地毎に作成すること

コメントの追加 [A39]:
○住居表示と登記上の地番を併記すること

コメントの追加 [A40]:
○駐車場に車庫（建物）がある場合又は積替保管場所に建物がある場合は記載すること
※青空駐車場の場合は記載不要
※事務所及び収集運搬業で使用しない建物については記載不要

事業場付近図

1. 事業場の付近図を記載すること。（住宅地図等の写し等でも可）
2. 事務所、事業場、積替保管場所が近隣に存在する等、まとめて記載できる場合は、いずれかの付近図台紙に記載して、他を省略すること。

当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

講習の種類	新規・更新	修了年月日	平成30年11月2日
修了者の氏名	出島 新	修了者の役職等	〇〇部長 (政令使用人)
<修了証 (写し) 貼付け欄>			
※ (財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「(特別管理) 産業廃棄物の収集または運搬に関する講習会」の修了証の写しを縮小コピーし欄内に貼り付けること。			
上記の者は、役員、もしくは、特別管理産業廃棄物の処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に定める使用人 (①本店又は支店、主たる事務所又は従たる事務所の代表者 ②産業廃棄物の処理に係る契約を締結する権限を有する者)であることを申告します。		令和2年10月1日 申告者氏名 株式会社長崎県運輸 代表取締役 長崎 太郎	(法人にあつては名称及び氏名)

コメントの追加 [A41]:

○許可申請の種類ではないので注意すること

コメントの追加 [A42]:

○申請者が法人である場合、「代表取締役」、「取締役」等の登記上の役員名もしくは「〇〇部長」、「〇〇課長」等の役職名を記入すること

○申請者が個人である場合、「代表者」もしくは「政令使用人」を記入すること

(日本産業規格 A列4番)